

佐渡市海の家さわた管理運営業務受託者
公募型プロポーザル 仕様書

佐 渡 市

佐渡市海の家さわた管理運営業務受託者公募型プロポーザル 仕様書

(目的)

第1条 この佐渡市海の家さわた管理運営業務受託者公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）は、佐渡市海の家さわた（以下「施設」という。）において運営者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）のほか、必要な事項について定める。

(運営者募集の意義)

第2条 施設を活用し、運営者が有する技術及び能力等をもって、観光客の増加を図るとともに、地域の活性化及び観光の振興に資する雇用の創出を推進する。

(運営時間)

第3条 運営時間は、8時30分から17時00分までを基本とするが、市長の承認を得て変更することができる。

(運営期間)

第4条 運営期間は、契約締結日から令和8年3月31日とするが、協議により短縮することができるものとする。また、運営期間内の定休日についてはあらかじめ協議し定めるものとする。

(施設使用料)

第5条 運営者が前条で定める期間に佐渡市に支払う施設使用料は、佐渡市行政財産目的外使用条例により算出した1階交流スペース部分の施設使用料及び光熱水費の実費分とする。

(法令等の遵守)

第6条 運営者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例
- (2) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (3) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (4) 新潟県暴力団排除条例
- (5) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 施設の運営に伴う管理の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、施設全体とする。ただし、佐渡市が主催・共催又は許可する事業で施設を使用する場合は協力をするものとする。

(業務の範囲)

第8条 運営者が行なう主な業務は次のとおりとする。

- (1) 佐渡市が所有するシーカヤック及びスタンドアップパドルボード（以下「シーカヤック等」という。）の貸出業務
 - ① 佐渡市公認マリンスポーツインストラクターの資格を有する個人または団体へのシーカヤック等の貸し出し、返却の予約受付をすること
 - ② シーカヤック等の物品を適切に管理すること
- (2) 施設運営及び維持管理に関する補助業務
- (3) 施設利用者の利便性を向上する物品等の販売に関する業務
- (4) その他、施設の通年利用を目的とした独自の業務を実施することも可能とする。

（その他）

第9条 本仕様書に規定するもののほか、業務の実施について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設

施 設 の 名 称		海の家さわた
施 設 の 所 在 地		佐渡市河原田本町4 1 1 番地3
施 設 概 要	管 理 物 件 の 施 設 構 成	1 階 厨房、交流スペース、更衣室（男・女）、トイレ（男・女）、シャワールーム、艇庫 2 階 休憩所（和室）、監視人室、倉庫 ※参考資料1「施設図面」参照
	設 備	その他詳細な設備の状況については閲覧対応とします。
付 帯 施 設 等		コインシャワー（温水） 2 基 ・ 水シャワー 4 基
そ の 他		佐渡市が主催・共催又は許可する事業で施設を使用する場合は協力をする事。 ○佐渡ロングライド 210 ○佐渡オープンウォータースイミング ○獅子ヶ城祭り ○佐渡国際トライアスロン大会 ※その他にもあり得ます。